

介護老人保健施設 阿賀の庄 利用料

<表 1>

令和8年6月1日より

【通所リハビリテーション用】

6 時間以上 7 時間未満

(単位： 円)

要介護度	1 日あたり				
	施設サービス費 ①	入浴 ②	サービス提供 強化加算※1 ③	介護職員処遇 改善加算※3 (①+②+③+④) X8.3%	合計※4
要介護度 1	715	40	22	64	841
要介護度 2	850	40	22	76	988
要介護度 3	981	40	22	87	1,130
要介護度 4	1,137	40	22	100	1,299
要介護度 5	1,290	40	22	112	1,464

【介護予防通所リハビリテーション用】

(単位： 円)

要介護度	月あたり			
	施設サービス費 ①	サービス提供 強化加算※1 ②	介護職員処遇 改善加算※3 (①+②) X8.3%	合計※4
要支援 1	2,268	88	196	2,552
要支援 2	4,228	176	366	4,770

※1 サービス提供強化加算とは介護従事者のキャリアに対する加算で以下のようになります。

①介護福祉士が80%以上配置されている場合 要介護者： 22円
要支援 1： 88円
要支援 2： 176円

当施設は、県に①の条件で現在体制届出を提出しております。

※2 通所リハビリテーションにおいて、退院・退所日等から3ヶ月以内の利用者に対して集中的なりハビリを実施した場合、1日110円（1週間に2日以上、1日あたり40分）

※3 介護職員処遇改善加算とは、介護人材の処遇改善に取り組む事業者に対し介護職員の賃金改善に充てる事を目的に創設された加算です。
当施設は、県に全ての算定要件が満足する条件で提出する事で準備を進めており料金は（基本サービス＋各種サービス提供加算）×6.6%で計算されます。

※4 その他、本表に記載されない各種提供加算は、個別に相談させていただきます。